

NO&T U.S. Law Update

米国最新法律情報

2024 年 4 月

米国最新法律情報 No.116

国際通商・経済安全保障ニュースレター No.16

欧州最新法律情報 No.29

米国による対ロシア追加制裁の公表

弁護士・ニューヨーク州弁護士 塚本 宏達

弁護士 大沼 真

弁護士・ニューヨーク州弁護士 達本 麻佑子

弁護士・ニューヨーク州弁護士 伊佐次 亮介

はじめに

2024 年 2 月 23 日、ロシアによる対ウクライナ侵攻が本格化してから 2 年が経過し、また、プーチン政権に対する反体制派指導者であったアレクセイ・ナワリヌイ氏が死亡したことを受け、米国バイデン政権は対ロシアに対する追加制裁（以下「本追加制裁」といいます。）を発動する旨を公表しました¹。本追加制裁は、省庁横断的に行われ、かつ、過去最大規模のものとなっています。すなわち、財務省（U.S. Department of the Treasury）及び国務省（U.S. Department of State）により合わせて 500 以上の事業体及び個人が金融制裁の対象となる SDN（Specially Designated Nationals and Blocked Persons）²として指定され、ナワリヌイ氏の死亡に関係したと考えられる個人だけでなく、ロシアの金融部門、防衛産業基盤、第三国において対ロシア制裁回避の受け皿となっている事業体及び個人等が新たに制裁の対象となっています。また、商務省（U.S. Department of Commerce）により新たに 90 以上の事業体が輸出管理規則（Export Administration Regulations、以下「EAR」といいます。）に基づくエンティティ・リスト³に追加され、ロシアの防衛産業基盤や対ウクライナ侵攻の継続を支援していると考えられる事業体が新たに制裁の対象となっています。

本ニュースレターでは、本追加制裁の概要についてご説明いたします。

¹ <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2024/02/23/statement-from-president-joe-biden-ahead-of-the-two-year-anniversary-of-russias-brutal-assault-against-ukraine/>

² SDN として指定された場合、在米資産が凍結され、また、原則として（直接又は間接的に指定された事業体の 50%以上の持分を保有する者も含め）米国人との取引が禁止されることとなります。

³ エンティティ・リストとは、EAR のもとで整備されている、米国の国家安全保障や外交政策に反する活動に関与していると考えられる個人、法人及び団体等のリストのことをいいます。エンティティ・リスト及びエンティティ・リスト掲載者への輸出規制の詳細は、当事務所発行の米国最新法律情報 No.53「米国輸出管理規制アップデート～エンティティ・リストの更新と FAQs の公表～」(2021 年 1 月)をご確認ください。

SDN の指定

財務省及び国務省は、過去 2 年間、対ロシア制裁として、本追加制裁を含め計 4,000 以上の個人及び事業体を SDN に指定してきましたが、本追加制裁は、ロシアによる対ウクライナ侵攻が本格化して以降、最大規模のものとなっています。

1. 財務省外国資産管理局（Office of Foreign Assets Control、以下「OFAC」といいます。）による SDN の指定

本追加制裁の一環として、OFAC は約 300 の事業体及び個人を SDN に指定することを公表しました⁴。今回 OFAC により SDN に指定された事業体及び個人は主に以下のとおりです。

①金融インフラに関連する事業体：ロシアの決済カードシステム「Mir」の運営事業体（National Payment Card System Joint Stock Company）、銀行、投資会社、フィンテック企業等⁵

②対ロシア制裁回避の受け皿となっている第三国の事業体及び個人：中国、セルビア、アラブ首長国連邦、リヒテンシュタイン等の 26 ヶ国の事業体及び 11 ヶ国の個人⁶

③殺傷能力を有する無人航空機（UAV）の生産等に関する事業体、個人及び関連省庁（国防軍需省（イラン））等⁷

④ロシアの防衛産業基盤や経済を支える事業体及び個人：武器製造を行う事業体、3D プリンター等の付加製造技術を有する事業体等⁸

2. 国務省による SDN の指定

本追加制裁の一環として、国務省は約 250 の事業体及び個人を SDN に指定することを公表しました⁹。今回国務省により SDN に指定された事業体及び個人は主に以下のとおりです。

①アレクセイ・ナワリヌイ氏の死亡に関与した個人

②ロシアのエネルギー生産及び輸出に関する事業体：ロシア北極圏における「アークティック LNG2 プロジェクト」に関する事業体、その他のロシアにおける資源開発プロジェクトに関する事業体等

③ロシアの国営原子力企業であるロスアトムの子会社

④対ロシア制裁回避の受け皿となっている第三国の事業体及び個人：中国、トルコ、アラブ首長国連邦等においてロシアの防衛産業基盤にとって重要な品目（マイクロエレクトロニクス、航空部品、電子部品等）の生産や輸出入に関与する事業体等

⁴ <https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy2117>

⁵ 指定された事業体の詳細は脚注 4 のリンク中「ANNEX 4」を参照ください。

⁶ 指定された事業体の詳細は脚注 4 のリンク中「ANNEX 3」を参照ください。

⁷ 指定された事業体の詳細は脚注 4 のリンク中「ANNEX 1」を参照ください。

⁸ 指定された事業体の詳細は脚注 4 のリンク中「ANNEX 2」を参照ください。

⁹ <https://www.state.gov/imposing-measures-in-response-to-navalnys-death-and-two-years-of-russias-full-scale-war-against-ukraine/>

⑤ロシアの金属・鉱業部門（鉄パイプ、アルミニウム等）に関与する事業体及び個人

⑥武器、弾薬、その他の装備品等の製造により対ウクライナ侵攻の継続を支援している事業体及び個人

⑦ロシアの防衛産業基盤や経済を支える事業体：3D プリンター等の付加製造技術を有する事業体、コンピュータ数値制御技術を有する事業体等¹⁰

また、国務省は、上記 SDN の指定に加え、ロシアによる、ウクライナの子供の移転、国外追放、監禁にかかる人権侵害に関与した個人 5 名に対して、ビザの発給を制限する措置の準備を進めている旨を公表しています。

エンティティ・リストの新規掲載

商務省産業安全保障局（Bureau of Industry and Security、以下「BIS」といいます。）は、ロシアの防衛産業基盤や対ウクライナ侵攻の継続を支援しているとして、93 の事業体を新たにエンティティ・リストに追加することを公表しました¹¹。BIS は、対ウクライナ侵攻の本格化以降、ロシアへの軍事的支援等を理由として 815 の事業体をエンティティ・リストに追加していましたが、今回の公表を含めて計 900 以上の事業体がエンティティ・リストに追加されたこととなります。今回追加された事業体の国別の内訳を見ると、ロシアが 63、トルコが 16、中国が 8、アラブ首長国連邦が 4、キルギスが 2、インド・韓国が 1 つずつとなっています¹²。このうち 50 以上の事業体が、ロシア又はベラルーシの軍事エンドユーザーである「脚注 3（footnote 3）」として指定されています。EAR 上、「脚注 3（footnote 3）」としての指定を受けた場合、最も厳しい規制を受けることとなります。すなわち、「脚注 3（footnote 3）」に指定された事業体に対して EAR 対象製品を輸出等する場合は事前許可を取得する必要がありますが、EAR99 に該当する一部の製品を除き、policy of denial（原則不許可）という厳しい判断基準で審査されることとなります。

今後に向けて

上記のとおり、本追加制裁は省庁横断的に行われ、かつ、過去最大規模のものとなっていますが、過去に公表された制裁を含め、対ロシア向けの制裁の全体像を正確に把握することは必ずしも容易ではありません。この点に関連して、米国政府はロシア関連のビジネスを行う上で各種経済制裁や EAR 違反等のリスクを検討するにあたってのアドバイスを 2024 年 2 月 23 日付で公表¹³しており、ロシア関連のサプライチェーンに組み込まれる日本企業にとっても非常に参考になるものと思われます。

ロシアによる対ウクライナ侵攻が長期化するに伴い、ロシアに関わる取引についての規制の厳格化が続いているため、影響のある法令等のアップデートに関して、引き続きその最新の動向を注視する必要があります。

2024 年 4 月 15 日

¹⁰ 本文で列挙した以外にも複数のカテゴリの事業体が SDN に指定されています。詳細は脚注 9 をご確認ください。

¹¹ <https://www.bis.doc.gov/index.php/documents/about-bis/newsroom/press-releases/3452-2024-02-23-bis-press-release-russia-two-year-actions/file>

¹² <https://www.federalregister.gov/documents/2024/02/27/2024-03969/additions-of-entities-to-the-entity-list>

¹³ <https://www.state.gov/russia-business-advisory/>

[執筆者]



塚本 宏達

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー)
hironobu_tsukamoto@noandt.com

京都大学法学部及び The University of Chicago Law School 卒業。05 年～07 年 Weil, Gotshal & Manges LLP (シリコンバレー) 勤務。雇用関連法と知的財産法の分野を中心として国内外の依頼者に対しリーガルサービスを提供するほか、会社法関連紛争、不動産取引関連紛争等、企業活動に関連する多様な紛争案件の代理経験も豊富に有する。また、海外訴訟のマネジメントや国際仲裁案件の代理といった国際紛争対応も行っている。



大沼 真 (弁護士・パートナー)

makoto_ohnuma@noandt.com

2010 年長島・大野・常松法律事務所入所。国内・クロスボーダーの M&A・企業組織再編・ジョイント・ベンチャーを中心として、企業法務全般を取り扱う。2016 年から 2019 年にかけて、ドイツ、オランダ、ロシアの法律事務所にて執務し、欧州地域における M&A 取引等に関して幅広い経験を有している。ニューヨーク州弁護士・英国ソリシター資格を有する。



達本 麻佑子

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー)
mayuko_tsujimoto@noandt.com

2008 年京都大学法学部卒業。2016 年 Harvard Law School 卒業 (LL.M.)。2010 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2016 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。入所以来、M&A を中心とした案件に従事し、現在はニューヨークを拠点として、日本及び米国のクライアントに対して企業法務全般にわたるリーガルサービスを提供している。



伊佐次 亮介 (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士)
ryosuke_isaji@noandt.com

2012 年東京大学法学部卒業。2014 年東京大学法科大学院修了。2015 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2022 年 Columbia Law School 卒業 (LL.M., James Kent Scholar)。2022 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。

国内外の M&A、TMT (Technology, Media and Telecoms) 分野の取引・紛争を中心に、現在はニューヨークを拠点として企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的な事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約 600 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

(*提携事務所)

米国最新法律情報、国際通商・経済安全保障ニュースレター及び欧州最新法律情報の配信登録を希望される場合には、<https://www.noandt.com/newsletters/>よりお申込みください。米国最新法律情報に関するお問い合わせ等につきましては、newsletter-us@noandt.comまで、国際通商・経済安全保障ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、nl-internationaltrade@noandt.comまで、欧州最新法律情報に関するお問い合わせ等につきましては、newsletter-europe@noandt.comまでご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。